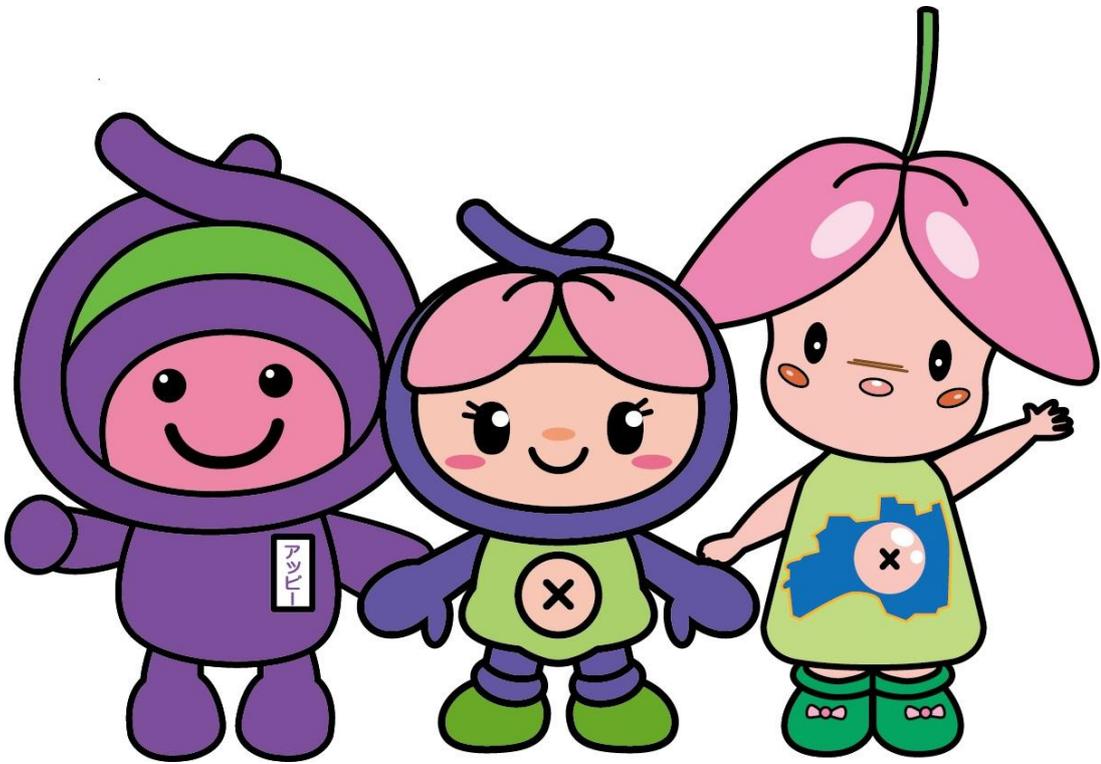


令和7年度版

療育手帳のしおり



本 宮 市

— もくじ —

障害者手帳の交付について

療育手帳の交付㊦	<u>3</u>
----------	----------

公共料金等の割引制度について

JR運賃の割引㊦	<u>4</u>
国内航空旅客運賃の割引㊦-部除外あり	<u>4</u>
バス運賃の割引㊦	<u>5</u>
タクシー運賃の割引㊦	<u>5</u>
有料道路の割引㊦	<u>6</u>
NHK受信料の免除㊦	<u>7</u>
携帯電話料金の割引㊦	<u>7</u>
おもいやり駐車場利用制度㊦	<u>7</u>

税金の減免について

自動車税種別割・自動車税環境性能割の免除㊦	<u>8</u>
軽自動車税の免除	<u>9</u>
所得税・市県民税に関する所得控除	<u>9</u>

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当㊦	<u>10</u>
障害児福祉手当㊦	<u>10</u>
特別児童扶養手当㊦	<u>11</u>
障害基礎年金㊦	<u>11</u>
心身障害者扶養共済㊦	<u>12</u>
特別支援教育就学奨励費補助事業㊦	<u>12</u>

医療助成制度について

自立支援医療（精神通院医療）㊦	<u>13</u>
重度心身障がい者医療費助成㊦-部除外あり	<u>13</u>

相談支援について

市の保健師㊦	<u>14</u>
家庭児童相談員㊦	<u>14</u>
障がい者相談支援事業所 なないろ㊦	<u>15</u>
福島県発達障がい者支援センター㊦	<u>15</u>

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて㊦	16
サービスを利用するためには	17
【介護給付サービス】	
訪問系サービス㊦	18
障害児通所支援㊦	18
短期入所㊦	18
通所系サービス㊦	18
入所系サービス㊦	19
【訓練等給付サービス】	
住まいの場㊦	19
通所系サービス㊦	19
【地域生活支援事業】	
移動支援㊦	20
日中一時支援㊦	20
日常生活用具の購入に係る助成㊦-部除外あり	20
就労支援について	
ハローワーク（公共職業安定所）㊦-部除外あり	21
障がい者就業（生活）サポートセンター㊦-部除外あり	21
障がい者職業センター㊦-部除外あり	22
支援機関一覧	23

- ㊦ … 主に児童を対象とする制度です。
- ㊧ … 主に成人を対象とする制度です。
- ㊨ … 基本的に全年齢を対象とした制度です。

注：本手引きに記載している内容は、令和6年4月1日現在の状況です。

障害者手帳の交付について

療育手帳の交付^④

療育手帳は、知的障がいのある方々を対象に交付される手帳です。手帳の取得により、個々の性格や成長に配慮した教育・訓練等を受けたり、生活上の利便性や経済的負担の軽減を図るため、様々な福祉制度を活用する目安となるものです。

- 対象者 知的障がい児（者）・・・知的障がいがおおむね18歳未満までに現れた方
- 内容 手帳申請の手続き窓口は本宮市となり、その後、福島県において申請者のIQや日常生活能力等を勘案しながら障がい程度を決定し、作成されます。

手帳には、障がいの程度や、次回の判定年月等が記載されます。

障がい程度	内 容
A	最重度 ～ 重度の方
B	中度 ～ 軽度の方

○申請方法

対象者	診断書による書類判定を希望する場合 (所要期間：約1～2ヵ月)	判定機関において来所相談（判定）を希望する場合 (所要期間：約2～3ヵ月)
18歳未満	以下の書類等をご準備のうえ、本宮市窓口で交付申請します。 ①主治医の診断書 【特別児童扶養手当認定診断書】 ②6ヶ月以内に撮影した顔写真 (たて：4cm、よこ：3cm) ③マイナンバーカード	以下の流れで手続きを行います。 (1)市町村窓口にて児童相談所来所相談日の予約を行います。 (2)市町村担当者による事前調査を受けます。 (3)児童相談所へ出向き(本人及び保護者)、専門技師・医師による相談判定を受けます。 (4)判定の結果、療育手帳の交付対象とされた場合は、顔写真をご準備のうえ、市町村窓口で交付申請します。
18歳以上	以下の書類等をご準備のうえ、本宮市窓口で交付申請します。(障害年金手続きと同時に行う場合) ①主治医の診断書 【障害年金請求用診断書】 ②6ヶ月以内に撮影した顔写真 (たて：4cm、よこ：3cm) ③マイナンバーカード	以下の流れで手続きを行います。 (1)市町村窓口にて障がい者総合福祉センター相談日の予約を行います。 (2)市町村担当者による事前調査を受けます。 (3)障がい者総合福祉センターへ出向き(本人及び保護者)、専門技師・医師による相談判定を受けます。 (4)判定の結果、療育手帳の交付対象とされた場合は、顔写真をご準備のうえ、市町村窓口で交付申請します。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

公共料金の割引制度について

JR運賃の割引④

JR線を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 療育手帳を持っている方、及びその介護人（介護人の割引は、第1種または12歳未満の手帳所持者の場合のみ）

○内容 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車兼 普通急行券	50%	私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となる。
第1種障がい者とその介護者が乗車、または、 12歳未満の障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車 兼を除く)		私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃についての割引適用は不可。
第1種、第2種障がい者が 単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合に限る。 (私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。)

※JR線と私鉄等の鉄道会社とまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が決められています。

●問い合わせ ご利用予定のJR各駅

国内航空旅客運賃の割引④-部除外あり

国内線の航空機を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 療育手帳を持っている満12歳以上の方、及びその介護人

○内容

対象者	割引適用者	備考
第1種 第2種	本人及び介護者 (航空会社によって異なる 可能性があります)	割引率は、各航空運送事業者が設定する額・割合によります。

○割引率 割引率は、各航空運送事業者が設定する額・割合によります。

●問い合わせ 各航空券販売窓口等

バス運賃の割引㊦

民営バスを利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○内 容

(福島交通の例)

対象者	割引適用者	割引率	備考
第1種 (A)	本人及び介護者	普通運賃50% (乗降時に手帳を提示)	※定期券を利用する障がい者については30%割引の適用が可能。
第2種 (B)			

(本宮市コミュニティバス)

対象者	割引適用者	運賃
第1種 (A)	本人及び介護者 (介護者お一人のみ)	100円 (乗降時に手帳を提示)
第2種 (B)		

※割引の基準は、各民営バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは各民営バス事業者へお問い合わせください。

●問い合わせ 各民営バス事業者

タクシー運賃の割引㊦

タクシー券の交付

重度障がい者タクシー利用制度

○内 容 重度障がい者が外出のためタクシーを利用したとき、そのタクシー料金の一部を助成します。

○対 象 者 療育手帳Aの方

○交付枚数 1枚500円の利用券を30枚(年間)

※タクシー利用1回につき複数枚利用できます。

重度心身障がい者通院時タクシー利用制度(医療機関への通院専用)

○内 容 重度心身障がい者が疾病・ケガのため通院・入院する場合等、そのタクシー料金の一部を助成します。

○対 象 者 療育手帳Aの方、または、
療育手帳Bの方で、身体障害者手帳もしくは精神保健福祉手帳を併せて所持している場合

○交付枚数 1枚500円の利用券を15枚(年間)

※タクシー利用1回につき複数枚利用できます。

「重度障がい者タクシー利用制度」に該当する方は、「重度心身障がい者通院時タクシー利用制度」と重複してタクシー券の交付を受けることができます。

○申請方法 あらかじめ、市窓口到手帳・印かんをご持参のうえ、タクシー券の交付を受けておく必要があります。

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

タクシー運賃の割引⑨（タクシー事業者による任意サービス）

療育手帳をお持ちの方が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になる場合があります。

なお、このサービスは、タクシー協会やタクシー事業者ごとに、実施の有無についての取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはタクシー乗車時にご確認ください。

有料道路の割引⑩

有料道路を利用する際、下記のとおり通行料金が割引になります。（事前手続きが必要です。）

○対象者 第1種の記載がある療育手帳を所持する方
（介護者が運転する場合に限りません。）

○割引率 通常料金の半額

○利用方法（手帳所持者ご本人が同乗していない時は利用できません）

- ・ ETCを使う場合・市窓口にて所定の手続きを行い、有料道路事業者への登録が完了した後、ETC割引が利用可能となります。
- ・ 料金所精算の場合・料金所において通行料金を精算する際、療育手帳（あらかじめ市窓口でシール貼付が必要）を提示し、割引後の料金を支払います。

○手続き方法 市窓口での申請 または オンラインによる申請
（オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>）

○手続きに必要となるもの

- ・ E T Cを使う場合……療育手帳、利用自動車の車検証（1台に限定）、E T Cカード（療育手帳所持者が成年に到達している場合は、障害者ご本人名義のE T Cカードが必要となります）、E T C車載器セットアップ証明書
- ・ 料金所精算の場合……療育手帳

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

NHK受信料免除㊦

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行っています。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

	手帳所持者本人に係る要件	世帯構成員に係る要件
全額減免	全ての等級が対象	世帯構成員全員が市民税非課税であること

	手帳所持者本人に係る要件	世帯構成員に係る要件
半額減免	重度の知的障がい者 (A)	障がい者ご自身が世帯主であること

○手続き方法 あらかじめ市窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

○証明を受ける際に必要となるもの（申請書は市窓口に備付け）

- ・療育手帳 ・印かん ・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

●問い合わせ

NHK視聴者コールセンター Tel0120-151515
Tel0570-077-077

携帯電話料金の割引㊦

療育手帳等の障害者手帳所持者に対して、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

○手続き方法・割引内容・問い合わせ

各携帯電話販売店の窓口にてご確認ください。

おもいやり駐車場利用制度[㊤]

- 内 容 車いす使用者用駐車スペースの利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求めるものです。
- 対象となる手帳の等級
療育手帳 A
- 申請方法 市窓口を設置してある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付してください。県より利用証が郵送されます。送料として140円切手をご準備下さい。
- 確認書類 療育手帳
※代理人による申請も可能です。代理人の身分証明書もご持参ください。

●申請窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

●問い合わせ 福島県庁 障がい福祉課 Tel024-521-7170

税金の減免について

自動車税種別割・自動車税環境性能割の免除[㊤]

重度の療育手帳を所持する方、またはその方と生計を一にする方が所有する自動車に係る自動車税種別割、及び自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

- 対 象 者 療育手帳Aの方
- 所有者要件 療育手帳Aの方、またはその方と生計を一にする方
- 運 転 者 療育手帳Aの方と生計を一にする方
- 留意事項
 - ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
 - ・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限ります。
- 申請方法 福島県県税部にて所定の手続きが必要です。
- 手続きに必要となるもの
(福島県県税部減免申請時)
療育手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、世帯全員の住民票
※世帯全員の住民票については、生計を一にする方が運転する場合のみ必要。

●手続き窓口

(福島県県税部)

県北地方振興局県税部 福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階
Tel024-521-2702

県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1-1
Tel024-935-1261

軽自動車税の免除④ ※既に自動車税（県税）の減免を受けている場合を除く。

対象者等は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期は次のとおり設定されています。

○申請時期 毎年4月1日から5月末日まで

○手続きに必要となるもの

（本宮市証明交付時）

療育手帳、車検証、運転者の免許証

●手続き窓口

本宮市役所 財務部 税務課 市民税係 Tel24-5345

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

所得税・住民税に関する所得控除④

障がい者が所得税等の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

○対象となる障がいの種類と程度

区分	障がい程度	所得税控除額	市県民税控除額
障害者控除	療育手帳B	27万円	26万円
特別障害者控除	療育手帳A	40万円	30万円
同居の特別障害者に係る扶養控除	特別障害者控除に該当する控除対象配偶者や扶養親族が、納税者と同居している場合	配偶者控除又は扶養控除に代えて75万円	配偶者控除又は扶養控除に代えて53万円

●問い合わせ

本宮市役所 財務部 税務課 市民税係 Tel24-5345

※ 勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談ください。

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当㊦

○対象者 20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者で、本宮市の認定を受けた方。

(概ねの目安)

主治医による医師意見書の記載事項中、下記事項を概ね満たしていることが要件となります。

- ・ IQが概ね20以下であること。
- ・ 「意識障がい」「精神状況」「問題行動及び習癖」「生活特徴」のいずれかに重要な症状が見られること。
- ・ 日常生活上の要留意度が高いこと。
- ・ 日常生活能力（食事・衣服着脱・簡単な買物・会話・危険回避等）リスクの総合評価が14点（16点満点中）以上であること

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

- ・ 本人及び扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
- ・ 入所施設を利用している場合
- ・ 医療機関に3ヵ月以上入院している場合

○手当額 月額29,500円

●問い合わせ

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

障害児福祉手当㊦

○対象者 20歳未満（3歳以上）で、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児。（知的障がいの場合）

(概ねの目安)

主治医による医師意見書の記載事項中、IQが概ね20以下であり、かつ、下記事項のいずれかを満たしていることが要件となります。

- ・ 食事、洗面、排泄、衣服、入浴 の全てが半介助以上であること。
- ・ 「意識障がい」「精神症状」「問題行動等」「生活特徴」に所見があり、「常に嚴重な注意を必要とする」と診断されていること。
- ・ 「意識障がい」「精神症状」「問題行動等」「生活特徴」に所見があり、日常生活能力項目の半数以上が半介助以上であること。

- 支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
 ・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
 ・入所施設を利用している場合

○手 当 額 月額16,100円

●問い合わせ

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
 市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

特別児童扶養手当[㊦]

- 対 象 者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がいをもつ児童を養育する保護者。
 受給の可否については、認定診断書に基づき、福島県が審査を行います。

- 支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
 ・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
 ・入所施設を利用している場合

○手 当 額 1級：月額56,800円、2級：月額37,830円

●問い合わせ

え ぼ か 子ども福祉課 子育て支援係 Tel24-5375
 市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

障害基礎年金[㊧]

- 対 象 者 国民年金加入後の給付等の要件を満たしている被保険者、または20歳になる前から障がいのある方で障がいの程度が次の1級、または2級に該当する方。

(1級) ・国民年金法で定める障がい等級表の1級に該当する場合
 (2級) ・国民年金法で定める障がい等級表の2級に該当する場合
 【※身体障害者手帳や療育手帳交付の基準とは異なります。】

○年 金 額 1 級

昭和31年4月2日以後生まれの方	1,039,625円
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,036,625円

2級

昭和31年4月2日以後生まれの方	831,700円
昭和31年4月1日以前生まれの方	829,300円

※子の加算額

2人まで	1人につき 239,300円
3人目以降	1人につき 79,800円

●問い合わせ

本宮市役所 市民部 市民課 国保年金係 Tel24-5342

心身障害者扶養共済㊦

障がいをもつ方の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または著しい障がい状態となった時に、被扶養者（障がい児者）に毎月共済年金が支給されます。

○対象者 知的障がいをもつ方（将来独立自活することが困難であると認められる程度）を扶養する保護者で、次の要件に該当する方。

- 年齢が65歳未満であること。
- 特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

○掛金月額 加入者（保護者）の加入時年齢により、1口あたり9,300円～23,300円の設定となっており、2口まで加入することができます。

掛金額	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
1口あたり	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

○給付金 加入者（保護者）が死亡または重度障がいとなった場合、被扶養者に対して毎月20,000円（2口加入は40,000円）が支払われます。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 TEL24-5371

特別支援教育就学奨励費支援制度㊧

支援学校・盲学校・ろう学校、本宮市立小中学校の特別支援学級へ就学しているお子さんの保護者の経済的負担の軽減を図るための支援制度です。

○対象経費 学校給食費、学用品購入費、修学旅行費 等

●問い合わせ

本宮市役所 幼保学校課 学校教育係 TEL24-5445

医療制度について

自立支援医療（精神通院医療）㊦

精神に係る疾患（てんかん等を含む。）をお持ちで指定医療機関に通院されている場合は、医療費の公費負担を受けることができます。

- 対象者 指定医療機関に精神通院されている方
（障害者手帳所持の有無は問いません。）
- 公費負担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、最終的な自己負担額は1割となります。
- 申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
 - ① 指定医療機関の医師意見書
 - ② 保険証（同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員の保険証）
 - ③ 障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金証書」 【※該当者のみ】
- その他
 - ・ 更新手続きの場合は、上記の書類等に加えて、現在お使いの「自立支援医療受給者証」が必要となります。
 - ・ 申請から受給者証交付まで約1ヶ月かかります。

●手続き窓口

え ぽ か 社会福祉課 社会福祉係 TEL24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 TEL44-2114

重度心身障がい者医療費助成制度㊦-部除外あり

重度の障がいをお有する方に対して、医療費（健康保険適用の医療行為に限る。なお、入院時の食事療養費は対象外。）の自己負担分を助成します。（ただし、既にこども医療の医療費助成制度の適用を受けている場合は、そちらの制度利用が優先されます。）

- 対象者 療育手帳Aの方。
療育手帳Bの方の場合は、身体障害者手帳または精神保健福祉手帳を併せ持つことが要件となります。
- 申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、登録手続きを行います。
 - ① 健康保険証
 - ② 療育手帳（他の障害者手帳がある場合は併せて持参）
 - ③ 本人の口座番号が確認できるもの
（児童の場合は保護者名義でも可。）

- その他 次に該当する方は医療費の助成ができない場合があります。
- ・本人及び扶養義務者の前年中の所得が一定額以上である場合。
 - ・確定申告がなされていない方（年金・給与所得者を除く）
 - ・無保険の方

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

相談支援について

発育に不安のある方、障がいをもつ方、その保護者・介護者などからの相談に応じ、相談者がより豊かな社会生活を営むことができるよう、専門性の高い情報提供やサービス活用のための援助等を行います。

市の保健師[㊦]

市民の健康・医療に関する相談支援等を行います。特に、お子さんの成長過程において最も重要な時期にあたる出産時～幼児期については、母子共に包括的な支援を行います。

●手続き窓口

え ぼ か 保健課 健康増進係 Tel24-5112
母子保健係 Tel24-5152

家庭児童相談員[㊦]

主に就学前から学齢期までのお子さんとそのご家庭に対して、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関（教育・保健・福祉等）との連絡調整を行います。

- ・ お子さんの発育上の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんを養育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整 等

●問い合わせ

え ぼ か 子ども福祉課 Tel24-5376
担当：家庭児童相談員 菅野 吉田

障がい者相談支援事業所 なないろ㊦

障がいをもつ方やその家族を対象に、相談支援を行います。行政機関をはじめ、幼稚園・保育所・学校・サービス事業所・就労支援機関等と連携し、相談者のライフステージに即した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する支援 等

●問い合わせ 本宮市白岩字堤崎494-22（本宮市社会福祉協議会内）
障がい者相談支援事業所 なないろ Tel24-7825

福島県発達障がい者支援センター㊦

次の発達障がいをもつ方（可能性のある方）やそのご家族、日常の支援に携わる方々に対して、総合的な支援を行います。

○発達障がいの種類

広汎性発達障がい	自閉症をはじめ、自閉症に類似した特長をもつ障がいの総称。（自閉症の特徴が軽度から重度まで様々であり、連続して存在するもの。）
自閉症	「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「興味・活動の偏り（こだわり）」の3つの特徴が3歳くらいまでに発現すること。知的な遅れが伴わない場合は「高機能自閉症」と呼ばれる。
アスペルガー症候群	自閉症の一つのタイプ。自閉症と同様の症状が見られるが、知的な遅れや言葉の発達の遅れが伴わないもの。
学習障がい	全般的に知的な遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。
注意欠如・多動症	「多動性」「注意性」「衝動性」の3つの症状を特徴とする症候群

●問い合わせ

郡山市富田町字上の台4-1（福島県総合療育センター南棟2階）
福島県発達障がい者支援センター Tel024-951-0352

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて㊦

障がいをもつ方が、地域でサポートを受けながら暮らしやすい生活を送るため、本宮市では専門事業所によるサービス利用の公費負担を行っています。

例えば、

【お子さんの場合】

- お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせてあげたい。
- お子さんが支援学校等に通っているが、放課後や長期休業時に面倒を見られる家族がいない。

【大人の方の場合】

- 日常的な生活介護を必要とする方。
- 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- 収入を得るため一般就労を目指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい方。また、就職活動の支援が必要な方。
- 実際に家族から独立して自活生活を送りたいが、生活の一部に助言や介助が必要な方。

【介護者の場合】

- 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- 介護する方が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- 介護する方が高齢、女性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

等のご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供にて日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が窓口になるものと本宮市が窓口になるものがあります。

・ 福島県が窓口となるサービス

18歳未満の児童が利用する入所施設

- … 詳しくは福島県または本宮市窓口へお問い合わせください。

●お問い合わせ

え ぼ か 子ども福祉課 子育て支援係 Tel24-5375

福島県県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム Tel024-534-4155

・ 本宮市が窓口となるサービス

上記以外のサービス

- … 次ページ以降をご覧ください。

サービスを利用するためには（本宮市が窓口となるサービスの場合）

下記に掲げるサービスを利用するためには、申請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。

なお、利用にあたっては、1割の利用者負担額（ただし、所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額の設定あり。）が伴います。

○対象者 障がいのある方や早期療育が必要な児童 等

○利用手続き

【18歳未満の児童】

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ① 申請 | 市の窓口で所定の手続きを行います。 |
| ② 認定調査 | 概況調査（調査員がご自宅等へ訪問します） |
| ③ 利用意向確認 | 調査結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。 |
| ④ サービス等利用計画の作成 | 相談センターによるサービス等利用計画を作成します。 |
| ⑤ 給付決定 | 受給者証を交付します。 |
| ⑥ 契約・利用開始 | 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。 |
| ⑦ モニタリング調査 | 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。 |

【18歳以上の成人等】介護給付サービスの場合

- | | |
|----------------|--|
| ① 申請 | 市の窓口で所定の手続きを行います。 |
| ② 認定調査 | 80項目調査及び概況調査
（調査員がご自宅等へ訪問します） |
| ③ 医師意見書作成 | 主治医による意見書（診断書）の作成 |
| ④ 障害支援区分判定 | ②③に基づき、あだち地方障がい者介護給付費等の支給に関する審査会にて区分判定。（非該当、区分1～区分6） |
| ⑤ サービス等利用計画の作成 | 相談センターによるサービス等利用計画を作成します。 |
| ⑥ 利用意向確認 | ④の結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。 |
| ⑦ 給付決定 | 受給者証を交付します。 |
| ⑧ 契約・利用開始 | 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ |
| ⑨ モニタリング調査 | 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。 |

●手続き窓口

え ぽ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

サービスの種類（本宮市が窓口となるサービスの場合）

【介護給付サービス】

○訪問系サービス

サービス名	内 容	障がい程度
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を提供。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して入浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を提供。	区分4以上 別に定めあり
行動援護	知的・精神の障がいにより行動上著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	別に定めあり
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供。	区分6 別に定めあり

○障害児通所支援

サービス名	内 容	障がい程度
児童発達支援	療育が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供する。	別に定めあり
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。放課後等の居場所づくりを推進する。	別に定めあり

○短期入所

サービス名	内 容	障がい程度
短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供する。	区分1以上

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
生活介護（通所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。 （※従来の通所更生施設のイメージ）	区分3以上 （50歳以上は区分2以上）

○入所系サービス（入所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護等を提供する。 （※従来の国立療養所、重度心身障がい者施設等のイメージ）	区分5以上 別に定めあり
生活介護（入所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。夜間は一般介護。 （※従来の更生施設、療護施設のイメージ）	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
就労移行支援（入所） （※介護+訓練）	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。 （利用期間に定めあり）夜間は一般介護。	別に定めあり
就労継続支援（入所） （※介護+訓練）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。（利用期間に定めなし）夜間は一般介護。 （※従来の授産施設のイメージ）	別に定めあり

【訓練等給付サービス】

○住まいの場（地域で共同生活）

サービス名	内 容	障がい程度
共同生活援助 （グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない（軽度の）障がい者に対して、住まいの場を提供し、世話人による一時的な支援を行う。	区分の定めなし （他に日中活動する場のある方）

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
自立訓練	軽度の障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供する。（利用期間に制限あり）	区分の定めなし
就労移行支援（通所）	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。 （利用期間に制限あり）	区分の定めなし
就労継続支援（通所）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。（利用期間に制限なし） （※従来の授産施設、小規模作業所のイメージ）	区分の定めなし

【地域生活支援事業】

サービス名	内 容	障がい程度
移動支援	介助が必要な障がい児者が社会参加や余暇活動等を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーの派遣を行なう。	別に定めあり
日中一時支援	日中において、家庭で介護を行う人が介護ができない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供する。	別に定めあり

日常生活用具の購入に係る助成^④一部除外あり

障がいをもつ方の日常生活を容易にするため、障がいの種類・程度に応じて次の自立生活支援品目の購入に係る助成を行います。

○助成品目

種 目	対 象 者	基 準 額
介護・訓練支援用具 特殊マット	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上又は療育手帳Aの常時介護を要する者であり、原則として3歳以上の者。又は、難病患者等で寝たきりの状態にある者。	19,600円
自立生活支援用具 頭部保護帽	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がい、療育手帳A所持者又は精神障がい者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	36,750円
自立生活支援用具 特殊便器	上肢障がい単独2級以上の者、又は療育手帳A所持者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上の年齢の者。又は、難病患者等で上肢機能に障がいのある者。	151,200円
自立生活支援用具 火災警報器(世帯あたり2台限度)	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者若しくは精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又はこれに準じる世帯に限る)	15,500円
自立生活支援用具 自動消火器	障がい等級2級以上の者、療育手帳Aの者、精神障がい者又は難病患者等の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又は難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る)	28,700円
自立生活支援用具 電磁調理器	視覚障がい単独2級以上の者又は療育手帳Aの者若しくは精神障がい者であり、原則として18歳以上の者(障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る)	41,000円

○給付額 日常生活用具購入代金の9割。ただし、上記の基準額を超える用具を購入する場合、超過した金額については自己負担となります。

*障がい者本人または配偶者（児童の場合は保護者が属する世帯員全部）に課税者がおり所得割額が46万円以上の場合は支給対象外となります。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）㊦一部除外あり

障がいをもつ方々の相談に応じて、職業の紹介や事業所との連絡調整を行います。また、障がい者雇用に関する各種制度のご案内を行います。

- 問い合わせ ハローワーク二本松
二本松市若宮2丁目162-5 Tel23-0343

障がい者就業（生活）サポートセンター㊦一部除外あり

○内 容 国、県の委託を受け、就労を希望する障がい者の相談に応じ、就労実現へ向けた各種支援策をコーディネートします。

- ・ 就職や就業に関する相談・情報提供
- ・ 就職までの助言・支援
- ・ 職業能力向上のための訓練
- ・ 職場実習の実施
- ・ 就職活動上の助言・求人情報の提供
- ・ 就業後の定着に関する助言・支援

●問い合わせ

【県北】 県北障害者就業・生活支援センター
福島市八木田字並柳20-5 Tel024-529-6800

【県中】 県中障害者就業・生活支援センター
郡山市小原田2-4-7 Tel024-941-0570

福島障害者職業センター^④一部除外あり

○内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の方やハローワークと密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の段取りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出向き、障がい者の方が作業や職場にうまく適応できるように、障がい者の方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。

【リワーク支援】

精神疾患により休職している方やその方の復職を考えている事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援を行います。

【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの？」と就職を目指す障がい者の方を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ 福島障害者職業センター
福島市三河北町 7-14 TEL024-526-1005

支援機関一覧

本宮市の機関

【えぼか（本宮市役所）】

機関名	所在地	電話番号	備考
社会福祉課 社会福祉係	本宮字 千代田 60-1	24-5371	障がい者福祉
保健課 健康増進係	〃	24-5112	健康
保健課 母子保健係 (こども家庭センターあゆみ)	〃	24-5152	母子
子ども福祉課 子育て支援係 (こども家庭センターあゆみ)	〃	24-5375	児童福祉
子ども福祉課 子育て支援係 (こども家庭センターあゆみ) 家庭児童相談員	〃	24-5376	児童福祉

【本宮市役所】

幼保学校課 幼保教育係	本宮字万世 212	24-5446	幼児教育
〃 学校教育係	〃	24-5445	学校教育
市民課 国保年金係	〃	24-5342	障害年金
税務課 市民税係	〃	24-5345	税の控除・減免

【白沢総合支所】

機関名	所在地	電話番号	備考
窓口サービス係	白岩字堤崎 494-22	44-2114	児童・障がい者福祉・税の控除・減免

福島県の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	福島市御山町 8-30	024-534-4118	児童施設入所
中央児童相談所	福島市森合町 10-9	024-534-5101	療育手帳・児童施設 入所判定
障がい者総合福祉センター	福島市杉妻町 2 番 1 6 号	024-521-2823	身体手帳判定
総合療育センター	郡山市富田字上の台 4-1	024-951-0250	肢体不自由児施設
発達障がい者支援センター	郡山市富田字上の台 4-1	024-951-0352	発達障がい支援
あぶくま支援学校	郡山市中田町赤沼字 杉並 139 番地	024-956-1901	支援学校（知的）
郡山支援学校	郡山市富田町上の台 1	024-951-0247	支援学校（肢体）
たむら支援学校（小・中学部） （高等部）	田村市船引町春山字道野原 51 田村市船引町船引字石崎 15-3	0247-82-4114 0247-82-4627	支援学校（知的）
あだち支援学校（小・中学部） （高等部）	二本松市安達ヶ原 1 丁目 55-1（※7 月末までたむ ら支援学校内） 本宮市高木字井戸上 45	 0243-24-8960	支援学校（知的）
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町 2-16 県庁北庁舎 4 階	024-521-2702	自動車税減免
県中地方振興局県税部	郡山市麓山 1 丁目 1-1	024-935-1261	自動車税減免

国の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2 丁目 1 6 2-5	23-0343	障がい者雇用

その他の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
障がい者相談支援事業所 なないろ	白岩字堤崎 494-22 （本宮市社協内）	24-7780	本宮市委託 相談支援
県北障害者就業・生活支援セ ンター	福島市八木田字並柳 2 0 -5	024-529-6800	就労・生活支援
県中障害者就業・生活支援セ ンター	郡山市小原田 2-4-7	024-941-0570	就労・生活支援
福島障害者職業センター	福島市三河北町 7-14	024-526-1005	就労支援

本宮市内のサービス事業所

事業所又は法人名	提供サービス	備考
本宮市社会福祉協議会 (白岩字堤崎)	居宅介護、移動支援、計画相談	
すばる (本宮字舞台)	生活介護、移動支援、日中一時支援	主に知的障がいの方
スケッチブック (仁井田字吹上)	生活介護、日中一時支援、共同生活援助(グループホーム)	
オハナ・おうえん じゃー ハナイ (青田字三ツ池)	児童発達支援、放課後等デイサービス、 日中一時支援	
オハナ・おうえん じゃー リノ (本宮字千代田)	放課後等デイサービス	
多機能支援センター ビーボ (和田字戸ノ内)	生活介護、日中一時支援	主に知的障がいの方
グループホーム まゆみ (本宮字葎ヶ入)	共同生活援助(グループホーム)	主に精神障がいの方
グループホーム カサーレ (和田字戸ノ内)	共同生活援助(グループホーム)	主に精神障がいの方
グループホーム サンハイツ葎ヶ入Ⅱ (本宮字葎ヶ入)	共同生活援助(グループホーム)	主に知的障がいの方
びーす (高木字猫田)	放課後等デイサービス、日中一時支援	
チョコ丘のうえ (青田字一本杉)	就労継続支援(B型)	
発達支援センター ますと(本宮字白川)	児童発達支援、放課後デイサービス、	
わくわく子供ひろば 本宮(本宮字兼谷平)	児童発達支援、放課後等デイサービス	
赤とんぼ (荒井字関畑)	短期入所	
福島ケアサービス本 宮店(本宮字南ノ内)	就労継続支援(A型)	
さくら (白岩字塩ノ崎)	就労継続支援(B型)	

※ 市外に所在する事業所の活用も可能です。